◈給付金等の支給を受けるための要件

<趣旨>

B型肝炎訴訟において救済対象となるのは、B型肝炎ウイルスに持続感染されている方のうち、集団予防接種等における注射器の連続使用により感染したと認定された方(一次感染者)及びその方から母子感染した方等(二次感染者)(これらの方々の相続人を含みます。)です。

給付金等の支給を受けるためには集団予防接種等とB型肝炎ウイルス感染との因果関係の認定が必要となります。

具体的には、以下の要件により、その因果関係を認定します。給付金等の請求をお考えの 方々は、まず、以下の要件を満たすことを示す証拠を収集してください。

(1) 一次感染者であることを証明するための要件

集団予防接種等により、直接、B型肝炎ウイルスに持続感染した方(一次感染者)の 認定については、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

1	B型肝炎ウイルスに持続感染していること・・・・・・・・P.6
2	満7歳になるまでに集団予防接種等**を受けていること ・・・・・P.7
	※ 予防接種およびツベルクリン反応検査
3	集団予防接種等における注射器の連続使用があったこと ・・・・P.8
4	母子感染でないこと ・・・・・・・・・・P.8
(5)	その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと ・・・・・・P.9

(2) 二次感染者であることを証明するための要件

一次感染者である母親からの母子感染等(※参照)によりB型肝炎ウイルスに持続感染した方(二次感染者)の認定については、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

1	原告の母親が上記の一次感染者	の要件をすべて満たすこと	· · · · P.1	1
2	原告がB型肝炎ウイルスに持続	感染していること	· · · · · P.1	1
3	母子感染であること		· · · · · P.1	1

- ※ 一次感染者からの母子感染のほか、
 - (i) 一次感染者である父親からの父子感染により持続感染者となった方
 - (ii) 一次感染者である母親からの母子感染により持続感染者となった方から、さらに母子感染または父子感染し持続感染者となった方

も救済対象です。これらの認定の要件については、直接お問い合わせ下さい。